

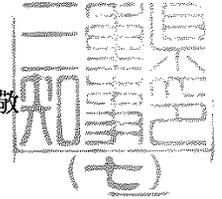
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
氏名 三重中央開発株式会社
代表取締役 平井 俊文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和 2年 7月 1日
許可の有効年月日 令和 9年 6月30日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(ｶﾞｽ、油又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ、油又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、酢酸、メタノール、ホルムアルデヒド、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ、油又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、酢酸、メタノール、ホルムアルデヒド、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ、油又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、酢酸、メタノール、ホルムアルデヒド、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、特定有害銻さい(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ、油又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ、油又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、感染性産業廃棄物、廃水銀等、特定有害廃石綿等 以上107種類

【注意】
本許可証の写しは許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 1日	新規許可	平成20年10月20日	変更許可
平成 9年 8月14日	変更許可	平成25年 6月 1日	変更許可
平成10年 7月 1日	更新許可	平成26年 1月28日	変更許可
平成14年 9月10日	変更許可	平成27年 7月 1日	更新許可
平成15年 7月 1日	更新許可	平成28年 4月 5日	変更許可
平成16年 7月28日	変更許可	令和 3年 7月 5日	代表者の変更届による書換
平成20年 7月 1日	更新許可		

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー

許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

<p>【注意】 本許可証の写しは許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。</p>
